

電動モビリティ貸渡約款

第1条（約款の適用）

1. 当社は、この約款（以下「約款」という）に定めるところにより、貸渡自動車（以下「電動モビリティ」という）を借受人（運転者を含む）に貸し渡すものとし、借受人はこれを借り受けるものとします。なお、約款に定めのない事項については、法令又は一般の慣習によるものとします。
2. 当社は、約款の趣旨、法令及び一般の慣習に反しない範囲で特約に応ずることがあります。特約した場合には、その特約が約款に優先するものとします。

第2条（予約）

1. 電動モビリティの借受けを希望する借受人は、当社所定の料金を確認の上、「ECOmobi 公式サイト」を通じ、またはその他当社が定める方法により、借受けを希望する電動モビリティの車種、借受開始日時、借受場所、借受期間、返還場所、借受人及び借受人の他に電動モビリティを運転する者がいる場合は当該運転者、ヘルメット等の付属品の借受けの希望、その他当社が定める借受条件（以下「借受条件」という）を通知して予約の申込をするものとします。
2. 当社は、借受人より前項の定めに従い貸渡しの申込みを受けたときは、当社の管理する電動モビリティの範囲内で借受人の予約に応じます。予約は、当社より予約の承諾を連絡した時点で成立します。
3. 予約をした借受人は、本条第1項に定める予約の際に通知した借受開始日時までに、電動モビリティの貸渡契約（以下「貸渡契約」という）を締結するものとします。

第3条（貸渡契約の締結及び成立）

1. 借受人は、予約した借受条件に基づき当社に貸渡料金を支払い、当社が約款等により貸渡条件を明示の上で借受人に電動モビリティを貸渡した時に予約が完結し、貸渡契約が成立します。借受人は、貸渡契約の締結にあたり予約した借受条件を当社の承諾を受けて変更することが出来ます。
2. 前項の定めに関わらず、本約款に定める予約をされていない借受人が、当社に借受条件を明示のうえ、電動モビリティの貸渡を求めた場合であって、当社が承諾したときは、借受人が貸渡料金を支払い、当社が本約款及び特約等により貸渡条件を明示したうえで、借受人に電動モビリティを貸渡した時に、電動モビリティの貸渡契約が成立します。
3. 当社は、貸渡契約書に借受人の氏名・住所・運転免許の種類及び運転免許証の番号を記載し、又は、借受人の運転免許証の写しを添付する為、貸渡契約の締結にあたり、借受人の運転免許証の提示を求めることがあります。
4. 当社は、貸渡契約の締結にあたり、借受人に対し、運転免許証の他に身分を証明する書類の提出を求め、提出された書類の写しをとることがあります。
5. 当社は、貸渡契約の締結にあたり、借受人に携帯電話番号等の緊急連絡先の提示を求めるものとします。
6. 当社は、貸渡契約の締結にあたり、借受人に対し、クレジットカード・現金等の支払方法を指定することがあります。
7. 当社は、貸渡契約の締結にあたり、借受人に対し、クレジットカードの提示を求めるとします。また、借受人は、借受人が期間中に債務を履行せず（未返却、違反金、修理代不払いの場合など一切

の債務)、履行期から1週間経過したときは、当社において提示されたクレジットカードで決済処理をすることに同意するものとします。

8. 借受人の都合により、キャンセルされる場合は、以下のキャンセル料金をお支払い頂きます。

キャンセルした日	キャンセル料金
借受開始日前日の13:00まで	無料
上記以降	予約した貸渡料金（保険に関するオプション料金を除く）の100%

9. 当社は借受人が第3項から第5項に従わない場合は、貸渡契約の締結を拒絶するとともに、予約を取消することができるものとします。この場合、前項のキャンセル料金をお支払いいただきます。

第4条（貸渡不能の場合の措置）

1. 当社は、当社の責めに帰すべき事由により、借受人に第2条第1項に定める借受条件の通り、電動モビリティを貸渡することができないときは、直ちにその旨を借受人に通知します。
2. 当社は、前項の場合で借受条件として借受人の申込んだ機種以外の電動モビリティを貸渡することができるときは、借受人に借受条件で定められた機種とは別の電動モビリティ（以下「代替電動モビリティ」という）を提案することがあります。
3. 前項に定める当社の提案を受けて、借受人が改めて予約の申込みをしたときは、当社は、当初予約の際に通知された借受条件のうち、新たな予約によって変更された条件以外は、当初の予約の条件と同一の借受条件で予約に応じます。この場合、借受人は代替電動モビリティの貸渡料金と、当初予約していた電動モビリティの貸渡料金のうち、いずれか低い方の料金を支払っていただきます。
4. 本条第1項の場合であって、当社が代替電動モビリティの提案をすることができない場合、又は借受人が当社の代替電動モビリティの提案を断った場合、予約は取消されることとします。
5. 当社は、天災、盗難、車両の故障、他の借受人による不返還その他不可抗力の事由により、借受人に対して借受条件に該当する電動モビリティの貸渡しができないことが判明したときは、直ちにその旨を借受人に通知します。この場合、当社は借受人に代替電動モビリティの提案をすることができ、借受人が提案を受けて改めて予約の申込みをしたときは、本条第3項が適用されます。
6. 前項の場合で、借受人が案内を拒絶したとき、又は当社が代替電動モビリティの提案をしなかったときは、予約は取り消されます。借受人は、本項の規定により予約が取り消された場合、当社に対しいかなる請求もできません。

第5条（貸渡拒絶）

1. 借受人が次の各号のいずれかに該当するときは、貸渡契約を締結することができないものとします。
 - (1) 貸し渡す電動モビリティの運転に必要な運転免許証その他身分を証明する書類の提示がないとき。
 - (2) 酒気を帯びていると認められるとき。
 - (3) 麻薬、覚せい剤、シンナー等による中毒症状等を呈していると認められるとき。
 - (4) 暴力団、暴力団関係団体の構成員若しくは関係者又はその他反社会的組織に属している者であると認められるとき。

2. 借受人若しくは貸渡時の状況が次の各号のいずれかに該当するときは、当社は貸渡契約の締結を拒絶することができるものとします。

- (1) 予約に際して定めた運転者と貸渡契約締結時の運転者とが異なるとき。
- (2) 過去の貸渡しにおいて、貸渡料金の支払いを滞納した事実があるとき。
- (3) 別に明示する条件を満たしていないとき。
- (4) 悪天候のとき。
- (5) その他、当社が適切でないと認めたとき。

3. 前2項の場合において借受人との間に既に予約が成立していたときは、予約の取消しがあったものとして取り扱い、借受人から予約キャンセル料金の支払いがあったときは、受領済の予約した貸渡料金を借受人に返還するものとします。

第6条（貸渡料金）

1. 当社は電動モビリティの貸渡し及び付随するサービス等につき、以下の料金を申し受けます。借受人は、貸渡契約の締結にあたり、これらの料金のうち適用されるものについて、当社に対して支払うものとします。貸渡料金とは、本条に定める各種料金の合計額をいいます。

(1) 基本料金
電動モビリティの貸渡しにおいて、当社規定により実施しているものとします。

(2) オプション料金
当社が定め、表示します。

(3) その他料金

2. 電動モビリティの予約後、貸渡しまでに貸渡料金が改定されたときは、予約時の貸渡料金と、改定後の貸渡料金のうち、いずれか低い方の料金を適用します。

3. クレジットカードでの支払いは、借受人がクレジットカード会社との間で別途契約する条件に従うものとします。なお、クレジットカードの利用に関連して、借受人とクレジットカード会社等の間で何らかの紛争が発生した場合は、借受人とクレジットカード会社との間で責任をもって解決するものとします。

第7条（貸渡契約の変更）

貸渡契約の締結後、借受人が借受条件を変更しようとするときは、当社の承諾を受けなければなりません。

第8条（点検整備等）

1. 借受人に貸渡す電動モビリティについて、当社は当社規定の点検事項に準じた使用前点検を行うとともに、必要な整備を行います。

2. 貸渡契約の締結にあたっては、借受人は、当社が提示する点検表に基づき、電動モビリティの車体外観及び付属品の検査を行い、電動モビリティに整備不良がないこと等を確認するとともに、電動モビリティが借受条件を満たしていることを確認しなければなりません。

第9条（貸渡証の交付・携行等）

1. 当社は、電動モビリティを引渡したときは、貸渡証（貸渡契約書の写し）を借受人に交付するものとします。

2. 借受人は、電動モビリティの使用時、前項により交付を受けた貸渡証（貸渡契約書の写し）を携行し

なければならぬものとします。

3. 借受人は、貸渡証（貸渡契約書の写し）を紛失したときは、直ちにその旨を当社に通知するものとします。

第10条（管理責任）

1. 借受人は、電動モビリティの使用にあたっては、法令、約款等、取扱説明書、その他当社が提示する使用方法を遵守するとともに、善良な管理者の注意をもってこれを取り扱わなければなりません。
2. 前項の管理責任は電動モビリティの貸渡しを受けた時に始まり、当社にこれを返還した時に終わります。

第11条（禁止行為）

1. 借受人は、使用中に次の行為をしてはならないものとします。
 - (1) 当社の承諾及び道路運送法に基づく許可等を受けることなく電動モビリティを自転車運送事業又はこれに類する目的に使用すること。
 - (2) 電動モビリティを第3条の借受人以外の者に運転させること。
 - (3) 電動モビリティを転貸し、第三者に使用させ又は他に担保の用に供する等の行為をすること。
 - (4) 電動モビリティの自動車登録番号標又は車両番号標を偽造若しくは変造し、又は電動モビリティを改造若しくは改装する等その現状を変更すること。
 - (5) 当社の承諾を受けることなく、電動モビリティを各種テスト若しくは競技に使用し、又は他車の牽引若しくは後押しに使用すること。
 - (6) 法令又は公序良俗に違反して電動モビリティを使用すること。
 - (7) 電動モビリティを日本国外に持ち出すこと。
 - (8) その他、(1) から (7) に類似する行為、及び第3条の借受条件又は貸渡条件に違反する行為をすること。
2. 借受人が、第1項各号に違反した場合には、当社は、借受人に対し、貸渡基本料金の1.5倍の違約金を請求できるものとします。

第12条（違法駐車への措置）

1. 借受人は、使用中に電動モビリティに関し道路交通法に定める違法駐車をしたときは、違法駐車をした地域を管轄する警察署に出頭して、直ちに自ら違法駐車に係る反則金等を納付し、及び違法駐車に伴うレッカー移動、保管、引取りなどの諸費用を負担しなければなりません。
2. 当社は、警察から電動モビリティの放置駐車違反の連絡を受けたときは、借受人に連絡し、速やかに電動モビリティを移動させ、若しくは引き取るとともに、電動モビリティの借受満了時又は当社の指示するときまでに管轄する警察署に出頭して違反を処理するよう指示します。借受人は、これに従わなければなりません。なお、当社は、電動モビリティが警察により移動された場合には、当社の判断により、自ら電動モビリティを警察から引き取る場合があります。
3. 当社は前項の指示を行った後、当社の判断により、違反処理の状況を交通反則告知書又は納付書、領収書等により確認するものとし、処理されていない場合には、処理されるまで借受人に対して前項の指示を行います。借受人は、違法駐車をした事実、及び警察署等に出頭し、違反者として法律上の措置に従うことを自認する旨の当社所定の文書（以下「自認書」という）への署名を当社から求められたときは、これに従い自認書を提出しなければなりません。

4. 当社は、当社が必要と認めた場合は、警察及び公安委員会に対して自認書、貸渡証等の個人情報を含む資料及び弁明書等の資料を提出するなどの必要な協力を行うことができることとし、借受人はこれに同意いただきます。
5. 借受人は、当社が本条第1項に定める違法駐車に反則金及び諸費用を納付した場合には当該金額について、また当社が本条第2項に定める引き取りを行ったときはこれに要した費用について、連帯して当社に対して返済する義務を負うこととし、当社が指定する期日までにこれを支払わなければなりません。
6. 当社は、借受人が前項に基づき反則金相当額を当社に支払った後に、借受人が当該駐車違反に係る反則金を納付し、又は公訴を提起され若しくは家庭裁判所の審判に付されたことにより当社が反則金の還付を受けたときは、支払いを受けた反則金相当額を借受人に返還します。

第13条（借受人の返還責任）

1. 借受人は、借受期間の満了までに、電動モビリティを借受条件に従い返還場所において当社に返還しなければなりません。借受人は、借受期間満了時までに電動モビリティを返還することができないときは、直ちに当社に連絡し、当社の指示に従わなければなりません。
2. 借受人は、通常の使用による劣化、摩耗を除き、電動モビリティを貸渡時の状態で返還しなければなりません。返還にあたっては、当社の立ち会いのもとに確認を受けなければなりません。
3. 借受人が、借受条件に関わらず、当社の承諾を得て所定の返還場所を変更したときは、借受人は返還場所の変更によって必要となる回送のための費用を負担しなければなりません。借受人は、当社の承諾を受けることなく返還場所以外の場所に電動モビリティを返還したときは、借受人は、次に定める返還場所変更違約金を支払わなければなりません。

返還場所変更違約金＝返還場所の変更によって必要となる回送のための費用（実費）＋5万円

第14条（超過料金等）

1. 借受人が、当社に連絡することなく、借受期間満了時に電動モビリティを返還しない場合、貸渡基本料金の1.5倍の金額の延滞料金をお支払いいただきます。
2. 借受人が、当社に連絡することなく、借受期間満了日に電動モビリティを返還しない場合、貸渡基本料金の2倍の金額の延滞料金をお支払いいただきます。

第15条（返還されなかった場合の措置）

1. 当社は、借受人が、借受期間が満了したにもかかわらず、所定の返還場所に電動モビリティを返還せず、かつ、当社の返還請求に応じないとき、又は借受人の所在が不明となる等の理由により不返還になったと認められるときは、刑事告訴を行う等の法的処置をとることがあります。
2. 当社は、前項に該当することとなったときは、電動モビリティの所在を確認するため、借受人の家族、親族、勤務先等の関係者への聞き取り調査や車両位置情報システムの作動等を含む必要な措置を取るものとします。
3. 借受人は、当社が借受人の探索及び電動モビリティの回収に要した費用等を当社に支払うものとします。

第16条（故障発見時の措置）

借受人は、使用中に電動モビリティの異常又は故障を発見したときは、直ちに運転を中止し、当社に連絡するとともに、当社の指示に従うものとします。

第 17 条（事故発生時の措置）

1. 借受人は、使用中に電動モビリティに係る事故が発生したときは、直ちに運転を中止し、事故の大小に関わらず法令上の措置をとるとともに、次に定める措置をとるものとします。
 - (1) 直ちに事故の状況等を当社に報告し、当社の指示に従うこと。
 - (2) 前号の指示に基づき電動モビリティの修理を行う場合には、当社が認めた場合を除き、当社又は当社の指定する工場で行うこと。
 - (3) 事故に関し当社及び当社が契約している保険会社の調査に協力するとともに、必要な書類等を遅延なく提出すること。
 - (4) 事故に関し相手方と示談その他の合意をするときは、あらかじめ当社の承諾を受けること。
2. 借受人は、前項の措置をとるほか、自らの責任において事故を処理し、及び解決をするものとします。
3. 当社は、借受人のため事故の処理について助言を行うとともに、その解決に協力するものとします。

第 18 条（盗難発生時の措置）

借受人は、使用中に電動モビリティの盗難が発生したときその他被害を受けたときは、次に定める措置をとるものとします。

- (1) 直ちに最寄りの警察に通報すること。
- (2) 直ちに被害状況等を当社に報告し、当社の指示に従うこと。
- (3) 盗難、その他被害に関し当社及び当社が契約している保険会社の調査に協力するとともに要求する書類等を遅延なく提出すること。

第 19 条（使用不能による貸渡契約の終了）

1. 電動モビリティ使用中において故障、事故、盗難その他事由（以下「故障等」という）により電動モビリティが使用できなくなったときは、貸渡契約は終了するものとします。
2. 借受人は、前項の場合、電動モビリティの引取り及び修理等に要する費用を負担するものとし、当社は受領済みの貸渡料金を返還しないものとします。
3. 故障等が貸渡し前に存した瑕疵による場合は、新たな貸渡契約を行い、借受人は当社から代替電動モビリティの提供を受けることができるものとします。なお、代替電動モビリティの提供条件については、第 4 条第 2 項を準用するものとします。
4. 借受人が前項の代替電動モビリティの提供を受けないときは、当社は受領済の貸渡料金を全額返還するものとします。なお、当社が代替電動モビリティを提供できないときも同様とします。
5. 故障等が借受人及び当社のいずれの責にも帰すべからざる事由により生じた場合は、当社は、受領済の貸渡料金から、貸渡しから貸渡契約の終了までの期間に対応する貸渡料金を差し引いた残額を借受人に返還するものとします。
6. 借受人は、借受人及び当社のいずれの責にも帰すべからざる事由により生ずる損害について当社に対し、本条に定める以外のいかなる請求もできないものとします。

第 20 条（賠償及び営業補償）

1. 借受人は、借受人が借り受けた電動モビリティの使用中に第三者又は当社に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとします。
2. 前項の当社の損害のうち、事故、盗難、借受人の責に帰すべき事由による故障、電動モビリティの汚損・臭気等により当社がその電動モビリティを利用できないことによる損害については電動モビリテ

イの販売価格相当額を借受人は当社に支払うものとします。

第 21 条（保険及び補償）

1. 借受人が第 20 条第 1 項の賠償責任を負うときは、当社が電動モビリティについて締結した損害保険契約及び、当社の定める補償制度により、次の限度内の保険金又は補償金が支払われます。

(1) 対人補償

特定小型原動機付自転車：無制限

電動自転車：1 億円

(2) 対物補償

特定小型原動機付自転車：無制限

電動自転車：1 億円

(3) 死亡・後遺障害補償

特定小型原動機付自転車：500 万円

電動自転車：1,000 万円

(4) 入院保険金日額

特定小型原動機付自転車：3,000 円

電動自転車：5,000 円

(5) 通院保険日額

特定小型原動機付自転車：1,500 円

電動自転車：3,000 円

※一部の店舗では保険内容が異なりますので、店舗にご確認ください。

2. 保険約款又は補償制度の免責事由に該当する場合には、本条第 1 項に定める保険金又は補償金は支払われません。

3. 貸渡約款に違反した場合には、本条第 1 項に定める保険金又は補償金は支払われません。

4. 保険金又は補償金が支払われない損害及び本条第 1 項の定めにより支払われる保険金又は補償金を超える損害については借受人の負担とします。ただし、特約により本条第 1 項の限度額を変更した場合は、特約で定めた限度額を超える損害については、借受人の負担とします。

5. 当社が借受人の負担すべき損害金を支払ったときは、借受人は、直ちに当社の支払額を当社に弁済するものとします。

6. 本条第 1 項第 2 号に定める保険金又は補償金の免責金額に相当する損害については、特約をした場合を除いて借受人の負担とします。

7. 借受人が車両免責補償に加入している場合であっても、借受人に帰責事由のある事故等により電動モビリティに故障・破損等が生じた場合の損害は、借受人が全額負担するものとします。

第 22 条（貸渡契約の解除）

当社は、借受人が借受期間中に約款に違反したときは、何らの通知・催告を要せず貸渡契約を解除し、直ちに電動モビリティの返還を請求することができるものとします。この場合、当社は受領済の貸渡料金を借受人に返還しないものとします。

第 23 条（合意解約）

借受人は、借受期間中であっても、当社の合意を得て貸渡契約を解除することができるものとします。

この場合、当社は受領済の貸渡料金からの返還はないものとします。

第 24 条（遅延損害金）

借受人及び当社は約款に基づく金銭債務の履行を怠ったときは、相手に対して年率 14.6%の割合による遅延損害金を支払うものとします。

第 25 条（約款）

1. 当社は、予告なく約款を改訂することができるものとします。
2. 当社は、約款及び細則を改訂し又は別に細則を定めたときは、当社の営業店舗に掲示するとともに、当社の発行するパンフレット、料金表及びホームページ上にこれを記載するものとします。これを変更した場合も同様とします。

第 26 条（個人情報）

1. 当社は、借受人から取得した個人情報（氏名、生年月日、住所、電話番号、メールアドレスその他連絡先、運転免許証情報等の個人を識別することができるものをいう）を、以下の各号に定める目的で利用します。個人情報保護法その他法令により認められる事由がある場合を除き、この範囲を超えて個人情報を利用することはありません。
 - (1) 貸渡契約締結時に貸渡証を作成する等必要な手続きを実施するため。
 - (2) 貸渡契約の締結にあたり、借受人の本人確認、及び審査を行うため。
 - (3) 当社及び本条第 3 項に規定する共同利用者（以下「当社等」という）において取り扱う特定小型原動機付自転車、電動自転車、保険等の商品、サービス等に関する営業上のご案内を行うため。
 - (4) 当社等において取り扱う商品、サービスの企画、開発、品質向上、改善あるいはお客様満足度向上策等の検討とそのために行うアンケート調査を実施するため。
 - (5) 個人情報を統計的に集計、分析し、個人を識別、特定できない形態に加工した統計データを作成するため。
 - (6) 前各号の他、約款等に基づくサービスを提供するため。
2. 当社は、前項に定めている目的以外で借受人の個人情報を取得する場合は、予めその利用目的を明示して行います。
3. 当社は、取得した個人情報を、下記のとおり共同利用する場合があります。
 - (1) 共同利用の目的
本条第 1 項に同じ
 - (2) 共同利用する個人情報の項目
氏名、生年月日、住所、電話番号、メールアドレスその他の連絡先、運転免許証情報等、車両ナンバー等の電動モビリティの借受条件に関する情報その他利用目的を達するために必要な項目
 - (3) 共同利用者の範囲
・合同会社いなまるレンタカー
 - (4) 共同利用の管理責任者
合同会社いなまるレンタカー

4. 当社は、個人情報保護法その他の法令により認められる事由がある場合を除き、個人情報を提供した借受人の同意を得ることなく当該個人情報を第三者に提供することはありません。
5. 当社は、個人情報の取り扱いに関する業務を委託するために、本条に定める利用目的の達成に必要な範囲で、個人情報を業務委託先に提供することがあります。この場合においても、当社は業務委託先に対して提供した個人情報の適正な取り扱いを求めるとともに、適切な管理をします。